

2021 年 10 月 15 日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号

株式会社 KADOKAWA

代表取締役 夏野 剛

当社は、2021 年 9 月 30 日付で、株式会社毎日が発見（住所：東京都千代田区富士見一丁目 6 番 1 号、以下「吸収分割承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社が行う事業のうち、デジタル事業グループ デジタルコンテンツ局 生活情報事業推進部 3 分クッキング編集部に係る、雑誌「3 分クッキング」及び関連ムックの出版（電子出版を含む）その他一切の事業に関して当社が有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行うことといたしました。

当社が会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際し、当社に対し、承継する権利義務の対価として、吸収分割承継会社が新たに発行する普通株式 386 株を交付いたします。

この定めは、承継対象となる資産及び負債について評価を行い、かつ吸収分割承継会社の 1 株当たりの価値と比較検討のうえ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本分割による吸収分割承継会社の資本金および資本準備金の額に変更はありません。

3. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

4. 当社（吸収分割株式会社）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2021 年 7 月 1 日を効力発生日とする吸収分割により、当社のビジネスプロデュース局（ただし、アカウントビジネス部アカウント 3 課及び 5 課を除く）に係る事業に関して当社が有する権利義務を株式会社角川アスキー総合研究所に承継させました。

また当社は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収分割により、当社の運営する電子商取引サイト「エビテン（ebten）」（以下「本件サイト」という）の運営管理並びに本件サイトで取り扱うゲーム関連商品の企画制作及び売買に係る一切の事業に関して有する当社の権利義務を、株式会社 KADOKAWA Game Linkage に承継させました。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社（吸収分割株式会社）の債務及び吸収分割承継会社の債務（当社が本件吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社（吸収分割株式会社）について

本件吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割効力発生日以降の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されておりません。

なお、本件吸収分割における債務の承継は、全て併存的債務引受けの方法によりますが、本件吸収分割において、当社が吸収分割承継会社に承継された債務の履行をしたときは、当社は吸収分割承継会社に対して求償することができます。

したがって、当社の債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

本件吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割効力発生日以降の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されておりません。さらに、本件吸収分割における債務の承継は、全て並存的債務引受けの方法によります。

したがって、吸収分割承継会社の債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社 KADOKAWA (本店所在地: 東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号。以下「KADOKAWA」という) 及び株式会社毎日が発見 (本店所在地: 東京都千代田区富士見一丁目 6 番 1 号。以下「毎日が発見」という) は、KADOKAWA が本件事業 (第 1 条において定義する) に関して有する権利義務を毎日が発見に承継させる吸収分割 (以下「**本件吸収分割**」という) について、次のとおり吸収分割契約 (以下「**本件契約**」という) を締結する。

第1条 (吸収分割)

KADOKAWA は、KADOKAWA の事業のうち、デジタル事業グループ デジタルコンテンツ局生活情報事業推進部 3 分クッキング編集部に係る、雑誌「3 分クッキング」及び関連ムックの出版 (電子出版を含む) その他一切の事業 (以下「**本件事業**」という) に関して有する権利義務を、第 5 条に規定する本件吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「**効力発生日**」という) をもって毎日が発見に承継させ、毎日が発見はこれを KADOKAWA から承継する。

第2条 (分割に際して交付する株式)

毎日が発見は、本件吸収分割に際し、普通株式 386 株を発行し、KADOKAWA に対し、そのすべてを割り当て交付する。

第3条 (本件吸収分割により承継する権利義務)

- 1 本件吸収分割により、KADOKAWA が毎日が発見に承継させる、KADOKAWA の資産、債務その他の権利義務は、以下のとおりとする (以下「**承継権利義務**」という)。
 - (1) 承継する資産及び債務
 - ① 資産 効力発生日における本件事業に係る流動資産及び固定資産 (知的財産権を除く) の一切
 - ② 債務 効力発生日における本件事業に係る流動負債及び固定負債の一切
 - (2) 知的財産権
効力発生日において KADOKAWA が保有する本件事業のみに係る著作権及び著作隣接権
 - (3) 契約その他の権利義務
前二号に掲げるほか、効力発生日における本件事業に係る権利義務の一切
- 2 前項の規定にかかわらず、承継権利義務には、次に掲げるものを含まない。
 - (1) 効力発生日において本件事業に従事する全ての KADOKAWA の従業員についての雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務。なお、効力発生日以降、毎日が発見が本件事業を行うに必要な人員については、KADOKAWA 及び毎日が発見が協議の上、適切な方法で手当とするものとする。
 - (2) 前項第 2 号に定めるものを除き、KADOKAWA が保有する知的財産権の一切。なお効力発生日以降、毎日が発見が本件事業を行うに必要な知的財産権に係る KADOKAWA からの使用許諾については、KADOKAWA 及び毎日が発見が協議の上、適切な方法で手当とするものとする。
- 3 本件吸収分割による KADOKAWA から毎日が発見への債務の承継は、併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務について、KADOKAWA が効力発生日以降に履行その他の負担をした場合には、KADOKAWA は、毎日が発見に対してその全額について求償することができる。

第4条 (資本金及び準備金)

本件吸収分割により増加する毎日が発見の資本金等の額に関し、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めたとおりである。

- (1) 資 本 金 0 円
- (2) 資 本 準 備 金 0 円

- (3) その他資本剰余金 本件吸収分割により毎日が発見が承継する純資産の額から前二号の額を控除した額

第5条（本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2021 年 12 月 1 日とする。ただし、本件吸収分割の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、KADOKAWA は、毎日が発見と協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（分割承認総会）

- 1 KADOKAWA は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本件吸収分割を行う。
- 2 毎日が発見は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本件契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項の決議(会社法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む)を得る。

第7条（善管注意義務）

KADOKAWA 及び毎日が発見は、本件契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ KADOKAWA 及び毎日が発見が協議の上、これを行うものとする。

第8条（競業避止義務）

KADOKAWA は、本件吸収分割の効力発生日後も法令によるか否かを問わず競業避止義務を負うことはなく、本件事業その他の毎日が発見の事業と競合する事業を行うことができる。

第9条（事情変更）

本件契約締結日から効力発生日までの間において、KADOKAWA 又は毎日が発見の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件契約の目的の達成が困難となった場合には、KADOKAWA 及び毎日が発見が協議の上、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。

第10条（規定外事項）

本件契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本件契約の趣旨に従って KADOKAWA 及び毎日が発見が協議の上、これを適宜決定するものとする。

以上締結の証として、本書 2 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 9 月 30 日

KADOKAWA	東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号 株式会社 KADOKAWA 代表取締役社長 夏野 剛
----------	---

毎日が発見	東京都千代田区富士見一丁目 6 番 1 号 株式会社毎日が発見 代表取締役社長 三宅 明
-------	--

事 業 報 告

〔 2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、平成 21 年 7 月、(株)角川・エス・エス・コミュニケーションズ(現(株)KADOKAWA)と(株)千趣会の合併会社として、持続的な成長が見込まれる『シニア向け通販ビジネス』に本格参入すべく設立されました。定期購読誌「毎日が発見」本誌と通販コンテンツのさらなる融合を目指して、(株)KADOKAWAから「毎日が発見」出版事業を承継し、収益力の強化と企業価値向上に努めてまいりました。

当期におけるわが国の経済は、堅調な企業収益を背景に、雇用情勢や所得環境の改善が続き、緩やかな回復傾向で推移いたしました。一方で、コロナ禍による消費者警戒感や社会不安の高まり、グローバル化の更なる後退、テクノロジーの急速な普及を背景とした構造変化の加速などコロナ危機の影響は長期化する可能性が高くなっています。このような経営環境の中、当期の売上高は 1,370,344 千円(前期比 96.6%)となり、利益面では、営業損失 32,449 千円(前期営業損失 63,278 千円)、経常損失 31,813 千円(前期経常損失 62,691 千円)、当期純損失 28,985 千円(前期純損失 65,624 千円)となりました。

[事業別概況]

(1) 出版事業・通販事業

当社は、シニア女性層に向けた通販事業「毎日が発見ショッピング」及び、直販定期購読誌「毎日が発見」の販売・広告事業を展開しております。

通販領域では、カタログのページ数増による売上伸長、新聞広告や WEB サイトを活用した外部からの物販新規顧客の獲得、従来顧客より低年齢層(ポスト団塊世代)をターゲットにした企画商品の開発・販売に注力しました。

出版部門では、「d マガジン」を通じた電子版の提供や、次期のマネタイズを視野にインターネットメディア「毎日が発見ネット」への投資を行いました。

この結果、通販売上 769,546 千円(前期比 95.7%)、出版売上 390,273 千円(前期比 98.5%)、広告売上 208,532 千円(前期比 122.4%)となりました。

(2) その他

当社はその他に、チケットの受託販売事業等を行っております。

これらの事業の売上の合計は 1,991 千円(前期比 4.1%)となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

設備投資の総額は 5,850 千円であり、その主な内容は次のとおりであります。

通販基幹システムの開発 5,850 千円

注)設備投資の金額には、有形固定資産のほか無形固定資産のうちソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を含めております。

(3) 重要な資金調達の状況

重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

カタログ通販から EC への構造変化、雑誌市場の縮小トレンド等、既存事業の市場環境は厳しい状況にあります。物流コストのさらなる高騰および、現状の中心顧客である「団塊の世代」が後期高齢者とされる年齢に近づき、消費行動が不活発になっていくリスクも存在します。

このような厳しい市場環境に対応するため、既存事業（雑誌出版・カタログ通販）の収益構造改善に取り組むと同時に、EC 化推進のボトルネックとなっている基幹システムの開発・リプレイスを実施します。今後、インターネット技術の進歩と IoT 等による生活への浸透の加速を受けて、シニア世代のメディア接触及び購買行動が大きく変容していくことは間違いありません。このような外部環境の変化を、「毎日が発見」事業の業績のみならず、その社会的意義をさらに高める機会と捉え、以下に取り組んでまいります。

- ・利益率の高い商材の企画販売及び販路の拡大を通じた通販部門単体黒字の実現
- ・WEB メディア強化による新規顧客の獲得及び広告・通販への送客
- ・EC 化の推進を目的とした基幹システムの開発・リプレイス

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 9 期 (2018 年 3 月期)	第 10 期 (2019 年 3 月期)	第 11 期 (2020 年 3 月期)	第 12 期(当期) (2021 年 3 月期)
売 上 高(千円)	1,485,581	1,484,584	1,418,455	1,370,344
営業利益又は営業損失(△) (千円)	10,619	△32,917	△63,278	△32,449
経常利益又は経常損失(△) (千円)	11,438	△32,083	△62,691	△31,813
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	6,187	△23,767	△65,624	△28,985
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)(円)	1,010.21	△3,880.36	△10,714.16	△4732.40
総 資 産(千円)	993,679	927,410	715,471	544,990
純 資 産(千円)	339,078	315,311	249,687	220,701
1株当たり純資産(円)	55,359.77	51,479.42	40,765.26	36032.85

(注) 1. 記載金額(1株当たり数値を除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

(6) 重要な子会社及び親会社の状況

当社の親会社は(株)KADOKAWAであり、当社の株式 4,900 株(出資比率 80%)を所有しております。

(7) 重要な合併、会社分割、事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	主な事業内容
出版事業	雑誌「毎日が発見」の出版及び広告
通販事業	「毎日が発見ショッピング」における通信販売、

(9) 主な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

営業所名	所在地
本 社	東京都千代田区富士見一丁目6番1号

(10) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12 (2)	+1	44.7	3.0

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、グループ内外への出向者（兼務出向を含む）を除き、受入出向者、執行役員を含んでおります

2. 臨時従業員（有期契約社員、派遣社員）の人数については、使用人数の括弧内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,000 株
- (2) 発行済株式の総数 6,125 株
- (3) 株主数 2名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社KADOKAWA	4,900 株	80.0 %
株式会社千趣会	1,225 株	20.0 %

3. 会社役員の状況（2021 年 3 月 31 日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺岡 良浩	経営全般 (株)KADOKAWA デジタル戦略推進局 ECビジネス推進部 部長
取 締 役	三宅 明	(株)KADOKAWA メディアインキュベーション局 局長
取 締 役	石田 晃一	(株)千趣会東京本社代表、事業開発本部長
取 締 役	鈴木 弘之	(株)千趣会 事業企画室 部長 (株)ユイット・ラボラトリーズ代表取締役社長
取 締 役	大家 太	(株)KADOKAWA メディアインキュベーション局 統括部長兼 メディアインキュベーション局 事業開発推進部部長
監 査 役	渡辺 彰	(株)KADOKAWA 監査役

（注）石田 晃一氏は、2021 年 4 月 1 日に取締役を辞任しました。

貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	514,646	流 動 負 債	322,559
現 金 及 び 預 金	10,596	買 掛 金	89,388
売 掛 金	147,307	未 払 金	95,314
商 品	109,971	未 払 費 用	1,871
仕 掛 品	4,887	未 払 法 人 税 等	290
貯 蔵 品	445	未 払 消 費 税 等	2,389
預 け 金	251,968	賞 与 引 当 金	4,924
前 払 費 用	2,603	前 受 金	127,549
立 替 金	13	そ の 他	831
そ の 他	2,737	固 定 負 債	1,730
貸 倒 引 当 金	△15,886	退 職 給 付 引 当 金	1,730
固 定 資 産	30,343	負 債 合 計	324,289
有 形 固 定 資 産	1,793	(純資産の部)	
器 具 備 品	1,793	株 主 資 本	220,701
無 形 固 定 資 産	11,775	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	2,925	資 本 剰 余 金	256,187
ソフトウェア仮勘定	8,850	資 本 準 備 金	75,000
投資その他の資産	16,775	その他資本剰余金	181,187
繰 延 税 金 資 産	16,775	利 益 剰 余 金	△ 135,485
		繰越利益剰余金	△ 135,485
		純 資 産 合 計	220,701
資 産 合 計	544,990	負 債 純 資 産 合 計	544,990

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,370,344
売 上 原 価		630,827
売 上 総 利 益		739,516
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		771,966
営 業 損 失		32,449
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	365	
そ の 他	270	
		636
経 常 損 失		31,813
税 引 前 当 期 純 損 失		31,813
法人税、住民税及び事業税	290	
法 人 税 等 調 整 額	△3,117	△2,827
当 期 純 損 失		28,985

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	繰越 利益剰余金		
当期首残高	100,000	75,000	181,187	256,187	△106,499	249,687	249,687
当期変動額							
当期純利益					△28,985	△28,985	△28,985
当期中の変動額 合計	-	-	-	-	△28,985	△28,985	△28,985
当期末残高	100,000	75,000	181,187	256,187	△135,485	220,701	220,701

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商 品	…	移動平均法による原価法
仕掛品	…	個別法による原価法
貯蔵品	…	最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 … 定額法

(2) 無形固定資産 … 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 … 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 減価償却方法に関する事項

当社グループにおいて連結財務諸表を作成するに当たり、
会計処理の統一の観点から償却方法を株式会社 KADOKAWAの方法に合わせる。

有形固定資産の償却方法を定率法から、定額法に変更しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	6, 125	—	—	6, 125

2. 配当に関する事項

該当事項はありません

監 査 報 告 書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年5月18日

株式会社毎日が発見

監 査 役

渡辺 彰

